

3 項動詞と直接ニ受身文

高井岩生
(九州大学)

takai.ling@gmail.com

キーワード：3 項動詞，ニ受身文，直接受身文，間接受身文

本論文では，[N ガ N ニ N ヲ] という形式を取る 3 項動詞の受身文を観察し，N ニを主語名詞句とするような直接ニ受身文と N ヲを主語名詞句とするような直接ニ受身文は派生の仕方が異なるということを論じる。

1. ニ格名詞句とヲ格名詞句を主語にするニ受身文

3 項動詞の受身文について論じている先行研究には，井上 (1976)，寺村 (1982)，日本文法記述研究会 (2009) などがある。以下の例及び判断は，寺村 (1982) のものである。

- (1) a. 知事が 彼に 感謝状を 贈った。 (寺村 1982: p.232 (58))
b. 彼 は 知事 {に／から／*によって} 感謝状 を 贈られた。
(寺村 1982: p.232 (58'))
c. 感謝状が 知事 {*に／から／?によって} 彼に 贈られた。
(寺村 1982: p.232 (58"))

寺村 (1982) の観察に従うと，(1b) のように，主語名詞句が(1a) の能動文のニ格名詞句に対応している受身文では，動作主を N ニという形式で表すことが可能であるが，(1c) のように，主語名詞句が(1a) のヲ格名詞句に対応している受身文では，動作主を N ニという形式で表すことが不可能である。ただし，動作主を N ニ以外の形式 (N ニヨッテ，N カラ，など) という形式にすると，容認性は高くなる。以下，動作主をニ格名詞句で表す受身文を，Kuroda (1979/1992) に倣い，ニ受身文と呼ぶことにする。また，本論で扱う 3 項動詞は，[N ガ N ニ (着点) N ヲ (対象物) V] という形式を取るものなので，(1b) のように，能動文の N ニを主語名詞とするような受身文を「着点の受身文」と呼び，

能動文の Nヲを主語名詞とするような受身文を「対象物の受身文」と、便宜的に呼ぶことにする。

同様の観察が日本語記述文法研究会 (2009)でも報告されている。日本語記述文法研究会 (2009)によると、(2)のように、着点のニ受身文は可能である。

- (2) a. おじさんが 私に 読書のおもしろさを 教えた。
b. 私は おじさんに 読書のおもしろさを 教えられた。
(日本語記述文法研究会 2009:p.221)

これに対して、(3b), (4b)のように、対象物のニ受身文は容認不可能である。しかし、(3c), (4c)のように、動作主を Nニ以外の形式にすると、容認可能になる。

- (3) a. 鈴木教授が 学生たちに 新しい学説を 教えた。
b. *新しい学説が 鈴木教授に 学生たちに 教えられた。
c. 新しい学説が 鈴木教授によって 学生たちに 教えられた。
(日本語記述文法研究会 2009:p.222)

- (4) a. 校長が 学生に 卒業証書を 手渡した。
b. *卒業証書が 校長に 学生に 手渡された。
c. 卒業証書が 校長から 学生に 手渡された。
(日本語記述文法研究会 2009:p.222)

他の3項動詞の例を見ても、同じことが観察される¹。

- (5) a. 担当医が 母親に 子供の死を 告げた。
b. 母親が 担当医に 子供の死を 告げられた。
c. ?*子供の死が 担当医に 母親に 告げられた。
d. 子供の死が 担当医 {によって/から} 母親に 告げられた。
- (6) a. 労働者達が 経営陣に 待遇改善を 訴えた。

¹ NニヨッテやNカラが現れている場合、どちらが現れているかで容認性に差が生じることもある。ただし、本論では、NニとNニ以外の形式の対立に注目しているので、NニヨッテとNカラの間に差があったとしても、それは議論の対象にはしない。

- b. 経営陣が 労働者達に 待遇改善を 訴えられた.
 - c. ?*待遇改善が 労働者達に 経営陣に 訴えられた.
 - d. 待遇改善が 労働者達 {によって/から} 経営陣に 訴えられた.
- (7)
- a. 支持者が 市長に 次の選挙では支持をしないことを 伝えた.
 - b. 市長が 支持者に 次の選挙では支持をしないことを 伝えられた.
 - c. ?*次の選挙では支持をしないことが 支持者に 市長に 伝えられた.
 - d. 次の選挙では支持をしないことが 支持者 {によって/から} 市長に 伝えられた.
- (8)
- a. ジョンが ビルに 来月の再訪を 約束した.
 - b. ビルが ジョンに 来月の再訪を 約束された.
 - c. ?*来月の再訪が ジョンに ビルに 約束された.
 - d. 来月の再訪が ジョン {によって/から} ビルに 約束された.

これらの先行研究をまとめると、3項動詞の受身文について、(i) 着点のニ受身文は容認可能であるが、対象物のニ受身文は容認性が著しく低いと一般化できる。

このような事実について、日本語記述文法研究会 (2009:p. 222)では、対象物のニ受身文は [N ガ (対象物) N ニ (動作主) N ニ (着点) V ラレル] という形式になり、N ニという形式が重複することになってしまうので、動作主を N ニという形式で表せないと述べられている。同様の見解が井上 (1972 :p.82)でも示されている。これらの考えがしいとすると、N ニの連続が起こらないようにすれば、対象物のニ受身文は容認可能になってもよいはずである。しかし、動作主の N ニを削除した場合と着点の N ニを削除した場合は、容認性に差が生じる。(10)で示すように、動作主の N ニを削除し、着点の N ニを残した場合には、どの文も十分に容認可能である。

- (9) [N3 ガ ~~N1ニ~~ N2ニ V ラレル] (「動作主」の削除)
C.f. [N1 ガ N2ニ N3ヲ V]
- (10)
- a. 感謝状が ~~知事に~~ 彼に 贈られた.
 - b. 新しい学説が ~~鈴木教授に~~ 学生たちに 教えられた.
 - c. 卒業証書が ~~校長に~~ 学生に 手渡された.

- d. 子供の死が ~~担当医に~~ 母親に 告げられた.
- e. 待遇改善が ~~労働者達に~~ 経営陣に 訴えられた.
- f. 次の選挙では支持をしないことが ~~支持者に~~ 市長に 伝えられた.
- g. 来月の再訪が ~~ジョンに~~ ビルに 約束された.

これに対し、着点の N ニを削除し、動作主の N ニを残した場合には、容認性に揺れが生じるが、全体的に(10)に比べてかなり容認性が低い。

- (11) [N3 ガ N1 ニ ~~N2ニ~~ V ラレル] (「着点」の削除)
 C.f. [N1 ガ N2 ニ N3 ヲ V]

- (12) a. ?*感謝状が 知事に ~~彼に~~ 贈られた.
 b. ??新しい学説が 鈴木教授に ~~学生たちに~~ 教えられた.
 c. ?*卒業証書が 校長に ~~学生に~~ 手渡された.
 d. ?*子供の死が 担当医に~~母親に~~ 告げられた.
 e. ??待遇改善が 労働者達に~~経営陣に~~ 訴えられた.
 f. ??次の選挙では支持をしないことが 支持者に ~~市長に~~ 伝えられた.
 g. ?*来月の再訪が ジョンに ~~ビルに~~ 約束された.

対象物のニ受身文が容認不可であることの原因を、Nニの形式が連続しているということにだけ求めることは正しくなさそうである。本論では、この違いは受身化のプロセスが異なるからであると考えたい。

2. 2つの直接ニ受身文

ニ受身文の分析案として有名なものに Kuroda (1979/1992)がある。Kuroda (1979/1992)では、受身文を作るラレには、基の動詞の外項を削除する働きを持つもの（以下、除項ラレ）と、新たに外項 (affectee ; 以下、心理的受影者) を付け加えるもの（以下、加項ラレ）とがあると仮定し、動作主がニ格名詞句として現れるニ受身文に全て（間接受身と直接受身の両方とも）、加項ラレが関与していると主張している。

- (13) a. N1_(i)ガ [N2 ニ (N3 ヲ/pro_i) V] ラレ

- b. N1 ガ N2 ニ V (直接ニ受身文)
- c. N1 ガ N2 ニ N3 ヲ V (間接ニ受身文)

加項ラレは補文と心理的受影者 (affectee) を項として取る 2 項述語であり、N3 が pro として生起し、ガ格名詞句と同一の指示対象物をもっている場合には「直接受身文」になり、N3 が語彙的要素である場合には「間接受身文」になる。Kuroda (1979/1992)の分析に従うと、例えば、(5)の 3 項動詞のニ受身文は、それぞれ次のような構造になる。

- (14) a. [N₁ 担当医]が [N₂ 母親]に [N₃ 子供の死]を 告げた
 b. 着点の受身
 [N₄ 母親]_i が [[N₂ 担当医]に [N₃ pro]_i [N₄ 子供の死]を 告げ] られた
 c. 対処物の受身
 [N₄ 子供の死]が [[N₂ 担当医]に [N₃ 母親]に [N₄ pro]_i 告げ] られた

上の構造において、新しく付け加わった N4 は心理的受影者の意味役割を与えられるので、有情の名詞句でなければならない。(14b)の文では、N4 は「母親」なので、この条件を満たしている。一方、(14c)の文では、心理的受影者にならない非情の名詞句の「子供の死」が生起しており、受身主語に対する条件を満たしていないので、容認不可となる。Kuroda (1979/1992)の分析では、3 項動詞の N ヲが非情の名詞句である場合には、それを主語とするようなニ受身文をつくることはできないが、有情の名詞句である場合には可能であるということになる。

しかし、3 項動詞の N ヲが有情の名詞句でも容認不可能なことがある²。

- (15) a. 花子が 赤ん坊を 私に 託した。 (井上 1972:p.81(33a))
 b. 赤ん坊が 花子から 私に 託された。 (井上 1972:p.81(33c))
 c. ?*赤ん坊が 花子に 私に 託された。

²井上 (1972:p.82)では、動作主をニ格名詞句にすると、ニ格名詞句の連続が起きるような場合には、カラ格名詞句にしなければならないと述べられており、(15c)のようにカラ格名詞句を使った文を持って、3 項動詞の N ヲを主語とするような受身文は可能であると結論付けている。

(15)の例では、3項動詞のNニもNヲもどちらも有情の名詞句であるが、どちらを主語にするかという違いによって、容認性に差が生じる。この差は Kuroda (1979/1992)では説明が難しい。

Kuroda (1979/1992)の分析案に対し、Takai & Hayashishita (2015)はニ受身文に除項ラレの生起によって派生するものと加項ラレの生起によって派生するものとの2つのタイプがあるということを主張している。Kuroda (1979/1992)の分析では、ニ受身文の主語名詞句は心理的受影者であるので、非情の名詞句が生起することはない。

- (16) a. ?*蛍の光が ジョンに 1 番を 歌われた。 (間接受身文)
b. ?*昨日の卒業式で、蛍の光が ジョンに 歌われた。 (直接受身文)
- (17) a. ?*受身の分析が ジョンに 研究の成果を 発表された。
(間接受身文)
b. *昨日の学会で、受身の分析が ジョンに 発表された。
(直接受身文)

しかし、(18)、のような文にすると、間接受身文の容認性は低いままであるが、直接受身文は容認可能になる。

- (18) a. ?*いつの頃からか、蛍の光が多くの人々に 1 番を歌われるようになった。 (間接受身文)
b. いつの頃からか、蛍の光が多くの人々に歌われるようになった。
(直接受身文)
- (19) a. ?*いつか、受身の分析が 多くの研究者に 研究の成果を 発表されるようになればいいなあ。 (間接受身文)
b. いつか、受身の分析が 多くの研究者に 発表されるようになればいいなあ。 (直接受身文)

つまり、直接ニ受身文には、受身主語が心理的受影者であるもの((16b), (17b))と心理的受影者でないもの((18b), (19b))とが存在するのである。

受身主語が心理的受影者ではない直接ニ受身文、つまり主語名詞句に非情の名詞句を許す直接ニ受身文は、動詞が項としてガ格名詞句とヲ格名詞句を取る場合だけ可能である。

- (20) a. ビルのやさしさが クラスのみんなに 愛されている。
(N が N を愛する.)
b. ?*ビルのやさしさが クラスのみんなに 甘えられている。
(N が N に甘える.)
- (21) a. 信長の遺言が 多くの家臣に 守られている。
(N が N を守る)
b. ?*信長の遺言が 多くの家臣に 従われている。
(N が N に従う)

心理的受影者を主語とする直接ニ受身文には、そのような制限はない。

- (22) a. ジョンは 多くの友人に 自分の妻に 甘えられて、困っている。
(N が N に甘えている.)
b. ジョンは 支持者たちに 敵対する候補者に 投票された。
(N が N に投票する.)

これらの観察から直接ニ受身文には(23)と(24)の 2 つのタイプがあると考えられる。

- (23) a. 受身主語が心理的受影者ではない。
b. 項としてガ格名詞句とヲ格名詞句を取る動詞だけが受身化を許す。
- (24) a. 受身主語として心理的受影者である。
b. 項としてガ格、ヲ格を取る動詞にもそれ以外の格助詞を取る動詞も受身化を許す。

(23)の受身文を「非情の直接ニ受身文」と呼んで、(24)と区別することにする。
以下のような非情の直接ニ受身文は容認性が著しく低い。

- (25) a. ?*昨日、地域の運動会が ボランティアの団体に 開催された。
b. ?*先日、次の指導者が 全国民に 選ばれた。

しかし、動作主を表すニ格名詞句を取り除くと、問題なく容認可能な文になる。

- (26) a. 昨日、地域の運動会が開催された。
 b. 先日、次の指導者が選ばれた。

二格名詞句が現れると容認不可能になり、現れなければ容認可能になるということは、これらの二格名詞句が項名詞句であるとする、かなり不自然である。さらに、動作主を表す二格名詞句を取り除かずに、容認性を高めようとするとなら、(25)のように特定の時点において成立する出来事を表すのではなく、(27)のように、特定の時点を超えて成り立つ出来事を表す文にすればよい。

- (27) a. 地域の運動会が ボランティアの団体に 支えられているという話をよく聞く。
 b. 次の指導者が 全国民に 早くも 望まれている。

特定の時点において成立する出来事を「特定イベント (specific event)」と呼び、特定の時点を超えて成り立つ出来事を「一般叙述 (general statement)」と呼ぶことにする³。非情の直接二受身文が特定イベントを表す場合には容認性

³ 特定イベントと一般叙述は文法的な概念ではなく、これらを明確に区別して示すことは難しい。ただ、一般叙述の解釈になりやすい要因として、(A) 動作主が不特定であること、(B) 特定の時点に縛られていない、ということが挙げられる。動詞自体の意味内容が、(A)または(B)を持っていると考えられるものに、感情動詞や認識動詞がある。逆に、特定イベントの解釈と結びつきやすい動詞は作成動詞である。従って、感情動詞は以下の(i)や(ii)で示すように、(A)または(B)のいずれか一方を付け加えるだけで一般叙述の解釈が生まれる。一方、作成動詞は両方を付け加えないと一般叙述の解釈にはなりにくい。

感情動詞に(A)の意味だけ付け加えた場合

(i-a) ?*昨日のチーム編成会議で、彼の若すぎる引退が監督に惜しまれた。

(i-b) 何年たっても、彼の若すぎる引退が監督に惜しまれている。

感情動詞に(B)の意味だけを付け加えた場合

(ii-a) ?*試合終了 5 分前まで、日本の優勝がジョンに期待されたそうだ。

(ii-b) 試合終了 5 分前まで、日本の優勝が多くのファンに期待されたそうだ。

作成動詞に両方の意味を付け加えた場合

(iii-a) ?* この学会では、設立当初から毎年、新しい受け身の分析案がジョンに発表されている。

(iii-b) ?*昨日の学会で、新しい受け身の分析案が多くの研究者に発表された。

(iii-c) 新しい受け身の分析案が多くの研究者に発表されていることが分かった。

(iii-d) この学会では、設立当初から毎年、新しい受け身の分析案が多くの研究者に発表されている。

が低く、一般叙述にすると容認性が高いということは、上の(16b), (17b)と(18b), (19b)の差にも当てはまる。このように非情の直接ニ受身文に現れるニ格名詞句は、その文全体がどのような意味を表すのかということによって、生起が左右される。項名詞句ならば、文全体で表される意味によって、その生起が決定されるというようなことはない。このような事実に基づいて、Takai & Hayashishita (2015)では、これらのニ格名詞句は付加詞であると仮定している。非情の直接ニ受身文に現れるニ格名詞句が付加詞であるならば、この受身文を派生させるラレは除項ラレである。

(28) 除項ラレ

- a. 項としてガ格名詞句とヲ格名詞句を取る動詞にだけ付加する。
- b. その動詞の外項を削除する。

非情の直接ニ受身文に対し、有情の直接ニ受身文や間接受身文は、文全体が特定イベントを表すのか一般叙述を表すのかということには依存しない。

(29) 有情の直接ニ受身文

- a. 警察が学生に反抗されるということは昔からよくある話だ。
(一般叙述)
- b. 警察が学生に反抗されている場面に遭遇した。
(特定イベント)

(30) 間接受身文

- a. 共同研究をするといつも九大が先に京大に希少金属を発見されるそうだ。(一般叙述)
- b. 今回の共同研究では、九大が京大に先に希少金属を発見されて立場が弱くなった。(特定イベント)

どちらの解釈の場合にもニ格名詞句が生起可能であるということは、これらのニ格名詞句は項名詞句であると考えられる。

(29)には、項としてガ格名詞句とヲ格名詞句以外を取る動詞が現れているの

(A)や(B)の解釈を得るためには、(i) 主語名詞句の属性について述べた文 (益岡 1991 の属性叙述受動文), (ii) 条件文の前件, (iii) 「噂」などの漠然とした事柄を表す名詞の補文, (iv) 話し手の漠然とした想像を表す文を使うとよい。

で、この直接ニ受身文は除項ラレによって派生したものとは考えられない。つまり、項としてガ格名詞句とヲ格名詞句以外を取る動詞を基にした直接ニ受身文や間接受身文は加項ラレによって派生すると考えられる。

- (31) 加項ラレ
- a. 任意の動詞に付加する。
 - b. 外項として新たに心理的受影者を付け加える。

加項ラレが生じた場合に、間接受身文や非情ではない直接ニ受身文が派生するという点は Kuroda (1979/1992)の提案と同じである。まとめると、次のようになる。

- (32) 除項ラレによる直接ニ受身文
- a. 主語名詞句に非情の名詞句を許す。
 - b. 動作主を表すニ格名詞句を削除すると、容認性が上がる。
 - c. 文全体の意味を一般叙述にすると、容認性が高くなり、特定イベントにすると、低くなる。

- (33) 加項ラレによる直接ニ受身文
- a. 主語名詞句は有情の名詞句でなければならない。
 - b. 常に、動作主を表すニ格名詞句が現れる。
 - c. 容認性が、文全体の意味が一般叙述なのか特定イベントなのかということに依存しない。

3. 分析

1 節で、対象物のニ受身文は十分に容認可能であるということを見た。ところが、着点のニ格名詞句を非情の名詞句にすると、容認性は悪くなる。

- (34) a. ?*日本の貿易が 織田信長に 新しい時代の幕開けを 告げられた。
b. 母親が 担当医に 子供の死を 告げられた。 (=5b)

- (35) a. ?*利便性だけを求める時代が 現場の労働者達に 原発の危険性を 訴えられた。

- b. 経営陣が 労働者達に 待遇改善を 訴えられた。 (=6b))
- (36) a. ?*発展途上国の産業構造が NHK に 原発の危険性を 伝えられた。
 b. 市長が 支持者に 次の選挙では支持をしないことを 伝えられた。
 (=7b))
- (37) a. ?*20年後の世の中が 今の首相に 関税の撤廃を 約束された。
 b. ビルが ジョンに 来月の再訪を 約束された。 (=8b))

これは、受身主語が心理的受影者でなければならぬとすれば、説明できる。さらに、これらの受身文は、一般叙述を表す文にしても、容認性は上がらない。

- (38) a. ?*日本の貿易が その時々⁴の指導者の死に 新しい時代の幕開けを 告げられるということは何度もあった。
 b. ?*利便性だけを求める時代は いつも 宗教家達に 清貧に生きることを 訴えられるものだ。
 c. ?*発展途上国の産業構造は いつも NHK に 原発の危険性を 伝えられている (そうだ)
 d. ?*20年先の世の中は いつも その時々⁴の首相に 関税の撤廃を 約束される。

また、動作主を表す二格名詞句を取り除いても、容認性が上がらない。

- (39) a. ?*日本の貿易が ~~信長の死に~~ 新しい時代の幕開けを 告げられた。
 b. ?*利便性だけを求める時代が ~~現場の労働者達に~~ 原発の危険性を 訴えられた。
 c. ?*発展途上国の産業構造が ~~NHKに~~ 原発の危険性を 伝えられた。
 d. ?*20年後の世の中が ~~信長の死に~~ 今の首相に 関税の撤廃を 約束された。

非情の名詞句にすると、容認性が低くなり、文が「一般叙述」を表すのか、あるいは「特定イベント」を表すのかということに依存しないというのは、加項ラレによる直接二受身文の特徴である⁴。

⁴以下の例のように、着点の受身文が可能であっても、対応する能動文と意味内容が異

対象物の直接ニ受身文の場合、(10)で、動作主を表すニ格名詞句を取り除くと、容認性が高くなることを見た。ニ格名詞句をそのまま残しても、文全体の意味内容を一般叙述にすると、容認性は高くなる⁵。

- (40) a. 世界の終焉は いつも 予言者に 告げられるものである。
b. 弥生時代には、新しい農耕技術は 渡来人に 伝えられることが常であった。
- (41) a. ?待遇の改善は いつの時代も 労働者達に 訴えられるものである。
b. ?不況に時代には、いつも 豊かな未来が 政治家達に 約束されるものである。

動作主を表すニ格名詞句を取り除く、あるいは、文全体の意味を一般叙述にすると容認性が高くなるというのは、ニ格名詞句が付加詞であるということを示している。つまり、対象物が非情の名詞句である場合の対象物の直接ニ受身文は除項ラレによって派生したものである。

3 項動詞の対象物を表すヲ格名詞句が有情の名詞句である場合には、当然加項ラレによる直接ニ受身文も可能である。

- (42) a. 国王が 大統領に 何の予告もなく ジョンを 任命した。
b. ジョンが 国王に 何の予告もなく 大統領に 任命された。
- (43) a. 山田先生が トヨタの人間に 宴会の席上で 田中を 推薦した。

なる場合もある。

- (i-a) 日本政府が 南米に 山田課長を 派遣した。
(i-b) 南米が 日本政府に 山田課長を 派遣された。
(ii-a) スパイが アメリカに 機密文書を 運んだ。
(ii-b) アメリカが スパイに 機密文書を 運ばれた。

上の(a)に現れているニ格名詞句は「着点」もしくは「移動物の受け手」を表すが、(b)に現れているガ格名詞句は、文が表わす行為や出来事によって何らかの影響を受けたものを表す。これは、「心理的受影者」の典型的なものである。これも、加項ラレによる直接ニ受身文の特性である。

⁵ (41)は(40)に比べて容認性が落ちる。これらの動詞が「起点」を表す名詞句を主語として取るとも考えられる。従って、動作主を表すニ格名詞句よりも起点を表すカラ格名詞句の方が自然になるという可能性がある。

- (i) 待遇の改善は いつの時代も 労働者達から 訴えられるものである。
(ii) 不況に時代には、いつも 豊かな未来が 政治家達から (有権者に) 約束されるものである。

- b. 田中が 山田先生に 宴会の席上で トヨタの人間に 推薦された。

この場合には、井上 (1976)や日本記述文法研究会 (2009)が指摘しているように、二格名詞句の連続のために、文理解が複雑になり容認性が低くなることが考えられる。2つの二格名詞句の間に他の語句を介在させれば、十分に容認可能になる。

4. 結論

本論では、Takai & Hayashishita (2015)に基づいて、3項動詞の直接ニ受身文について考察した。3項動詞の二格名詞句を主語とするような受身化は加項ラレにのみ可能であり、ヲ格名詞句を主語とするような受身化は除項ラレと加項ラレの両方により可能である。3項動詞の二格名詞句とヲ格名詞句はどちらも項名詞句であるが、除項ラレによる受身化の操作対象になるかならないかという点で違いがある。今後は、この違いをてがかりにして、3項動詞の項構造についての研究を進めていきたい。

参考文献

- 井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 (上)』 大修館, 東京.
寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版, 東京
日本語記述文法研究会 (2009) 『現代日本語文法 2』 くろしお出版, 東京
益岡隆志 (1991) 「受動表現と主観性」 『日本語のヴォイスと他動性』
仁田義雄 (編) pp.105-120. くろしお出版, 東京
Kuroda, S.-Y. (1979) On Japanese Passives, in Bedell et al., eds., *Explorations in Linguistics: Paper in Honor of Kazuko Inoue*, 305-347, Kenkyuusya, Tokyo.
(Reproduced as Kuroda, 1992: Chapter 5. (183-221)
Takai, Iwao and J.-R. Hayashishita (2015) "On Japanese passives," Unpublished manuscript, Kyushu University and University of Otago.

Three-Place Verbs and Direct *Ni*-Passive Sentences

Iwao, TAKAI
(Kyushu University)

In this paper, I examine the passive sentences of (1a) and (1b).

(1a) Goal-*ga* Agent-*ni* Theme-*o* V-*rare*

(1b) Theme-*ga* Agent-*ni* Goal-*ni* V-*rare*

I assume the passive morpheme *rare*₁, which reduces the external argument of the verb to which it attaches, the passive morpheme *rare*₂ in this passive adds an extra argument to the verb to which it attaches, following Takai & Hayashishita (2015). (1a) is derived when the *rare*₁ attaches to the verb, and (1b) is derived when the *rare*₁ or *rare*₂ attaches to the verb.